

認証評価制度の改善に関する論点・検討課題の整理について

1. 検討の背景・経緯

グローバル化や少子高齢化など社会の急速な変化の中で、産業構造の見直し、地域社会の再生、国際的競争力の強化など様々な課題解決が求められており、高度人材の育成を担う大学の役割は増大するとともに、大学教育の質に対する社会的要請はますます強くなっている。

大学の質保証については、旧来、専ら設置認可制度により質保証が図られ、設置後の質の確保は各大学の取組にゆだねられていたが、質保証システムの強化に関する国際的動向や、規制改革の流れの下での「事前規制から事後チェックへ」との考え方等を踏まえて、第三者評価制度である認証評価制度が導入された。

平成16年度の制度化により、各大学は7年ごと（専門職大学院は5年ごと）に評価を受けることが義務づけられ、現在は2巡目（制度開始から7年ごとのサイクルとして2回目）の評価が実施されているところである。

そのような中、現在の認証評価制度に対しては、法令適合性等の外形的な評価に基づく最低限の質の確認にとどまっており、評価を通じた質の向上の促進につなげていないとの指摘もある。

また、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月28日中央教育審議会答申）において、各大学における全学的な教学マネジメントの下での改革サイクルの確立等が提言される中で、各大学における大学教育の質的転換を促進するための質保証システムとして、認証評価制度の在り方を検討することが必要になっている。

このような中、各認証評価機関においては、学修成果や内部質保証を重視した評価の取組や各大学が特に重視する教育研究活動を評価する取組等も行っているが、大学教育の質的転換の促進とともに大学の質保証の一層の充実を図るため、平成30年度から始まる認証評価の第3サイクルに向けて、認証評価制度全体の在り方について検討し、必要な改善を行うことが求められる。

このため、これまでの中央教育審議会大学分科会大学教育部会等での議論を踏まえ、下記のとおり、認証評価制度の改善に関する論点・検討課題を整理する。次期の大学教育部会においては、本整理も踏まえつつ、さらに具体的な改善方策の審議を行った上で、認証評価制度全体の改善を図ることとする。

2. 論点・検討課題

【評価の在り方】

（論点）

現在の認証評価制度では、法令適合性等の観点からの設置基準等に基づき教育研究環境

(教員組織、教育課程、施設設備等)の確認・評価を行うとともに、認証評価機関が定める基準に沿って一律同様の評価を受けることとなっているが、最低限の質の確認のみならず、評価を通じて、各大学の大学教育の質的転換や、各大学の強み・特色を踏まえた機能別分化を促進することも求められる。

(検討課題)

- 学修成果や内部質保証(各大学における成果把握とそれによる改善等)を重視した評価への発展・移行
- 特定の教育研究活動に重点を置いた評価とこのような評価を実施した場合の共通の評価項目の扱い(簡素化等)など、大学の多様性に対応した評価の推進
- 各大学が掲げる目的・水準等に対する評価(達成度評価)など、各大学の改革を支援するための評価の推進
- 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化(優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等)
- 関係団体の取組(JABEE等)の発展も含めた、分野別評価の推進

【評価結果を活用した改善の促進】

(論点)

現在の認証評価制度では、大学等には評価を受けることのみが課せられており(※)、評価結果を踏まえた改善については法令上規定されていない。大学教育の質的転換をはじめ、評価を通じた質の向上の促進を図るためには、評価結果を各大学の具体的な教育研究活動の改善につなげるための仕組みの整備が必要。

※法科大学院については、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年十二月六日法律第百三十九号)」により、適合・不適合の判定を行うこととなっている。

(検討課題)

- 法令上の位置づけも含めた、評価基準等への適合・不適合の判定の仕組みの整備
- 評価結果のフォローアップの仕組みの整備(不適合判定に対する再度の評価等)
- 評価結果の各種取組への活用(各種補助金の応募条件における適合判定の要件化等)
- 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化(優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等)【再掲】

【認証評価機関の評価の質の向上】

(論点)

現在、文部科学大臣の認証後も、特別の事情がある場合には認証評価機関に対して国が一定の関与を行うことは可能であり(※)、また、評価の質の維持・向上の観点からの認証評価機関の取り組みについては、「認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること」が認証の要件(細目省令)となっている。今後、学修成果や内部質保証を重視した評価をはじめ、より質の高い評価を実施するための評価手法の開発・

改善が求められる中で、認証評価機関の評価の質を向上するための取組の促進が必要。

※「公正かつ適確な実施が確保されないおそれ」（学教法第111条第1項の報告等の徴収の要件）などに該当する場合にのみ国の関与あり。

（検討課題）

- 認証評価機関に対する評価の在り方（メタ評価、認証評価機関の定期的なレビュー等）
- 認証評価機関における評価の質の向上の取組（複数の機関が連携した取組等）の促進
法令上の位置づけ等）
- 先進的な評価手法の開発等、大学評価に関する調査研究の促進

【評価における社会との関係の強化】

（論点）

現在の認証評価制度では、大学教員を中心としたピアレビューによる評価形式が取られ、教育研究活動に対する評価に必要な専門性は担保されているが、大学進学率の上昇や新規卒業者の多くを大学卒業者が占める状況において、大学に対する評価においても幅広い関係者の意見を踏まえることが求められ、また、併せて認証評価の取組を社会に十分に周知することが必要。

（検討課題）

- ステークホルダーの視点を取り入れた評価の実施（高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの整備等）
- 評価を通じて把握した各大学の特色ある取組も含め、認証評価機関の取組の社会への情報発信の促進

【評価人材の育成】

（論点）

認証評価制度の導入も相まって、大学に対する評価は根付きつつあるものの、評価制度の安定的な運用とさらなる発展のためには評価人材の育成が必要。

（検討課題）

- 複数の機関が連携した取組も含めた、評価人材の育成や専門的知見の継承のための取組の促進

【評価の効率化】

（現状）

大学等は複数の評価等への対応が求められており、大学等の「評価疲れ」も指摘されている中、認証評価制度をさらに発展させていくためにも、評価を受ける大学等の作業を効率化するための取組が必要。

（検討課題）

- 大学ポートレートデータの活用も含め、評価における公表資料や既存資料の活用の促進
- 他の評価制度（国立大学法人評価等）と連携した評価業務の効率化

- 情報公表に積極的に取り組む大学等に対する評価の特例（簡素化等）